

## [事案 29-131] 新契約無効請求

・平成 30 年 5 月 15 日 和解成立

### <事案の概要>

契約の申込手続には一切関わっておらず、正しい手続で契約されたものではないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 6 年 6 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料から受取済みの給付金を差し引いた金額を返還してほしい。

- (1) 申込時には申込みをした場所とは別の場所にいたため、申込書に記入しておらず、面接士との面談による告知もしていない。
- (2) 申込書上の被保険者欄の署名は、親が無断で書いたものであり、告知および面接士との面接は、募集人が仕向けた身代わりが行ったものである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人親が記載した追加告知書により面接士が社内向けの診査報告書の生年月日を誤った内容に訂正していることから、告知書には正しい生年月日が記載されていたと推論できるため、申立人自身が面接士と面接し、告知を行ったものである。
- (2) 申立人親は、申立人の同意を得て代理で契約手続きを行ったものであるため、契約は有効である。
- (3) 生存給付金を 3 回支払っているが、いずれも申立人名義の銀行口座に振り込んでおり、申立人が受領している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および申立人親に対して事情聴取を行った。なお、担当した募集人は不明であったため、募集人への事情聴取は実施できなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人本人が告知書を記載したのであれば、それを知っている申立人親が追加告知書により告知書を訂正することはむしろ不合理であり、これを踏まえれば、申立人親に代理権が付与されていたとは認められない。
- (2) 申込書の被保険者同意欄の申立人名の記入は、申立人自身による記入ではなく、上記のとおり、申立人が申立人親による記入を容認していたとは認められず、また告知を行い、面接士と面接した者が申立人とは考え難いことから、申立人が被保険者として同意したとは認められない。
- (3) これまで 3 回、生存給付金が支払われているが、いずれも申立人親が受領し（申立人名義であるが、申立人親が管理している口座への振込み）、申立人が受領していない以上、被保

険者の同意があったとはいえない。